

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		とさつ若しくは解体の業務停止又は禁止
根拠条例・規則等名		と畜場法
条 項		第 1 8 条 第 2 項
所 管 部 課		保健衛生局保健部食肉衛生検査所 (電話：048-851-4100)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		